

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
28	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業において対象となる専門職の要件緩和を求める	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定されているため、地域の実情を踏まえた取り組みに支障をきたしている。市町村が実施する地域ケア会議において、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠であるが、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄養士、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。今後、ますます高齢者が増えていく状況を鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	管理栄養士、歯科衛生士が対象となることで、より地域のニーズに合った指導者育成事業が可能となる。本基金の活用範囲が広がることで、地域における専門職が充実し、個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて多職種協働により自立に資する適切なケアプランを作成することができる。	・地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	宮崎県	
30	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は244日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上の開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)…土日祝121日／平日244日 2014年(平成26年)…土日祝123日／平日242日 2015年(平日27年)…土日祝123日／平日242日 2016年(平成28年)…土日祝122日／平日244日	平日(月～金)開所の放課後児童クラブが大半である実態を踏まえて、補助要件を見直すことにより、実態に即した運営を実施することができる。放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備することとされており、実態に即した補助要件に見直すことで、限られた人材を有効に配置し、放課後児童クラブを増設することができる。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	中津川市	

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福島県、 大阪府、 香芝市、 島根県、 長崎市	<p>○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアプランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、多職種に広げるべきと考え。</p> <p>○高齢者の自立支援・介護予防には、理学療法士などのリハビリ専門職のみならず、管理栄養士や歯科衛生士など多職種が連携して取り組む必要があることから、総合確保基金の事業メニューである介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の対象職種拡大の提案に賛同する。</p> <p>○地域包括ケアシステム構築において多職種協働は必須であり、本市においても管理栄養士や歯科衛生士は、介護予防事業をはじめ地域ケア会議への参加など適切なマネジメントの検討には重要な構成員である。また、今後は高齢者の自立支援・重症化防止の観点からも虚弱(フレイル)対策として栄養・口腔面での介入は大切であり、介護予防の推進にもつながるため質の高い人材の育成と確保が求められる。以上のことから、当該基金の事業対象要件を緩和し、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度とする必要がある。</p>	<p>○「介護予防の推進に資するOT・PT・ST指導者育成事業」については、都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成するとしている。</p> <p>○管理栄養士、歯科衛生士へ対象を拡大することについては、引き続き検討して参りたい。</p>
ひたちなか市、川越市、岐阜市、豊橋市、倉敷市、広島市、庄原市、新宮町	<p>○本市では一部の地域において土曜日の利用者がほとんどなく、必要に応じて開所している。現行の要件である250日以上を満たすためには一人も来ないことがわかっている日でも支援員を2人配置して開所しなければならず、実態に即しているとは言えない状況である。</p> <p>○年間の平日の日数が250日未満であることにより、250日以上の開所要件が支障事例となっていることについては、提案団体と同様。</p> <p>○本市においても補助要件を満たすため、毎月第1土曜日に開設している。各クラブの規模にもよるが、土曜日の開設はニーズが低いのが実情であるため、制度改正を望む。</p> <p>○本市では、土曜日については一部の放課後児童クラブを開設する拠点方式を取っている。補助対象は支援単位ごとであるので、クラブによっては補助要件を満たさない支援単位が発生している。</p> <p>○本市でも、土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭が少ないので、毎週土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭のために、2か所に集約して土曜日に学童保育を実施している現状である。また、利用者のニーズは平日(月～金)の利用が大半であり、各児童クラブでの土曜日の開設については、土曜日の学校行事があった際に保護者の希望を聞いて開設しているため、補助基準の250日以上を満たす児童クラブは少ないのが現状である。これにより、補助基準の要件については、平日の開設日数に基づいた日数に見直しをすること。</p> <p>○放課後児童健全育成事業の運営費の補助要件として、放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されているが、本市においては月曜から土曜日(第二土曜日を除く)まで開所しているものの、土曜日は利用児童数が少なく、複数の支援の単位を合同での支援の単位として運営する場合があります。四以上の支援の単位を合同での支援の単位として運営したときに、これらのうちの支援の単位について開所日数が250日を下回り、補助要件に合致しないケースが生じている。</p> <p>○開所日数250日と249日では交付金交付単価が大きく異なるが、1日分の開所に係る経費は大きく変わらないものである。また、250日以上の日数分に対しても加算等があるため、250日未満の場合は町の費用負担も大きく異なる。事業実施は指定管理制としているが、近年支援員確保が困難な状況となっており、要件緩和により財源が確保できた場合、町は、指定管理者による支援員の人員確保に係る費用として支出できることとなり、支援員の確保もって児童の健全な育成につながるものである。</p>	<p>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、原則250日以上開所することとしており、この考え方としては、放課後児童クラブの開所日数の実態等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休暇日を加えた日数により定められたものである。また、実態として平成29年放課後児童健全育成事業の実施状況調査において、250日以上開所しているクラブは、全体の約95%となっている。</p> <p>「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく放課後児童健全育成事業への補助額は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」も踏まえ、250日以上開所する場合に必要なと考えられる額により設定しており、250日に満たないクラブに対して同じ額を適用することは適当でないと考えている。</p> <p>なお、土曜日や休日等、利用者のニーズがないクラブの場合には、特例措置として200日以上の開所でも放課後児童健全育成事業の補助対象としている。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
45	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	【支障事例】 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、地域の実情を踏まえた取組に支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増えていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	【効果】 管理栄養士、歯科衛生士が対象となることで、より地域のニーズに合った指導者育成事業が可能となる。 また、本基金の活用範囲が広がることで、地域における専門職が充実し、多職種協働によるケアプランの作成が可能になるなど、より自立に資する個別のケアマネジメントができるようになる。	地域医療介護総合確保基金管理運営要領 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	九州地方知事会	宮崎県提案分 地方創生
157	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	水道管路緊急改善事業の拡充 「補助対象管種に劣化して耐震性がない小口径鋼管を追加」(参考) 補助対象は現在使用中の管種を限定したもの	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が腐食し易く、経年劣化により耐震性が無くなっているため、耐震性のある管種に交換する際は補助対象に加えられたい。	・現在布設している800mm未満の小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であるため腐食し易く、漏水事故が頻発するとともに経年劣化に伴い耐震性は実態として無い状態になっている。 ・旧種のダクタイル鑄鉄管を使用している場合は、制度上耐震性が無いものとして、更新する際は補助対象になっているが、このダクタイル鑄鉄管より本県で布設している補助対象外の小口径鋼管の方が漏水等の事故率が高い。 ・本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場が高地に位置することから、この位置エネルギーを有効に使うために送水管路の水圧が高圧になる。このため、高圧に対応出来る補助対象外の鋼管の使用割合が高く、この管路の耐震化整備を行う際に現行交付金制度を活用できない。 (鋼管使用比率:本県58%、全国平均8%)	・計画的な老朽管路の更新に際し、新種のダクタイル鑄鉄管等の耐震性の高い管種を採用することで耐震化を推進し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することが可能となる。 ・制度改正により当交付金を活用できることで、給水原価の上昇を抑制することができる。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、要領	厚生労働省	奈良県	(参考資料) 水道管路緊急改善事業の拡充

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		回答欄(各府省)
<p>団体名</p>	<p>支障事例</p>	
<p>福島県、 香芝市、 鳥根県、 長崎市</p>	<p>○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアプランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、多職種に広げるべきと考える。 ○高齢者の自立支援・介護予防には、理学療法士などのリハビリ専門職のみならず、管理栄養士や歯科衛生士など多職種が連携して取り組む必要があることから、総合確保基金の事業メニューである介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の対象職種の拡大の提案に賛同する。 ○地域包括ケアシステム構築において多職種協働は必須であり、本市においても管理栄養士や歯科衛生士は、介護予防事業をはじめ地域ケア会議への参加など適切なマネジメントの検討には重要な構成員である。また、今後は高齢者の自立支援・重症化防止の観点からも虚弱(フレイル)対策として栄養・口腔面での介入は大切であり、介護予防の推進にもつながるため質の高い人材の育成と確保が求められる。以上のことから、当該基金の事業対象要件を緩和し、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度とする必要がある。</p>	<p>○「介護予防の推進に資するOT・PT・ST指導者育成事業」については、都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STIに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成とするとしている。 ○管理栄養士、歯科衛生士へ対象を拡大することについては、引き続き検討して参りたい。</p>
<p>北海道、 新潟市、 長岡市、 岐阜市、 静岡県、 堺市、 神戸市、 伊丹市、 徳島県、 愛媛県、 宇和島市、 長崎県、 長崎市、 宮崎市</p>	<p>○本市におけるφ800mm未満の溶接鋼管は、基幹管路の中でも最重要管路に採用されており、主要国道や鉄道の下越しなど特殊部にも採用されていることから、漏水などの事故時には市民生活や経済に大きな影響が及ぶものと想定される。しかしながら、これらの最重要管路の多くが法定耐用年数40年を超過又はまもなく超過してくる予定である。これら最重要管路の更新費用は本市の将来の水道の安定給水の最大の課題となっていることから、この度のφ800mm未満の鋼管を補助対象として求めることは、地方都市の水道経営において、将来の安定給水には大変有効なものと考え賛同するもの。 ○鋼管については、電食を受けやすく、錆が発生する可能性も高く老朽管路の更新が必要となるので補助の対象としていただきたい。 ○本市では、水道管路緊急改善事業の交付対象外である配水支管はもとより、鋼管やポリエチレン管が多く布設されており、近年、交付対象外の老朽管の破損による断水が発生している。 ○本市においても、現在布設している小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であり、腐食による漏水事故が頻発に起こっているため、これに伴う断水・濁水により住民生活への影響を及ぼしている。加えて、当該老朽管路の更新は多大な費用が掛かるため大きな課題となっている。 ○本市の基幹管路(導水・送水・配水管φ400以上)は、平成28年度末現在総延長326.3kmあり、このうち、鋼管の占める割合は、延長21.7km(6.7%)となっている。φ800mm未満の鋼管で、且つ、布設から40年を経過した基幹管路を対象とすれば、延長3.8kmとなり、また、その内訳としては、水管橋が6割、埋設管が4割程度となっている。上記の埋設管は、現在、内面・外面共に状況の確認はできていない。水管橋については3ヶ年で点検を完了する計画を進め、点検が完了する今年度以後に補修、架設替えの方針を決める予定であるが、基幹管路が優先されるものとする。本市でも小口径鋼管における溶接継手部を含めた漏水が多く、水管橋と埋設管の区別なく補助の対象となれば、更なる耐震化の促進につながることも財政逼迫解消の一助として活用を図りたい。 ○水道施設の耐震化・更新については、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、災害時においてもライフラインとしての機能を持続するため、迅速かつ着実に進めていく必要がある。本市では、全管路のうち、破損した際に広範囲の断水につながる基幹管路において優先的に耐震化を図り、災害に強い施設を目指している。効率的に耐震化するため、法定耐用年数を超過した管路の更新に併せ、管路の耐震化を行っている。 (基幹管路の耐震率:44.8% H27末) 厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)では、「布設後40年以上経過した」「基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業」が交付金の対象とされているものの、管種が「鋼管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋼鉄管」に限定されており、「鋼管」は対象とされていない。 本市においても、法定耐用年数を超過した鋼管が一定数存在するため、交付金の対象が拡充されれば、これを活用することで、より迅速かつ着実な管路の耐震化、更新を図ることができる。 (法定耐用年数を超過した鋼管延長:5.3km) ○鋼管は一般的に耐震性を有しているが、現場溶接部内面が無塗装もしくは十分な塗装がなされていない場合、経年に伴い腐食・減肉し、耐震性が低下することが確認されている。 本市の場合、鋼管は主に高水圧の送水管及び河川や道路、鉄道等を跨いでいる水管橋に使用しており、特に水管橋の耐震化は、東南海・南海地震へ備えるための喫緊の課題となっている。 ○本市では、鋼管を送・導水管で多く使用しており、鋼管使用比率が全国平均比率の8%に比べ、31%と高い鋼管使用率となっている。また、今後鋼管の多くが布設後40年以上を経過し、一斉に更新時期を迎えるため、生活基盤施設耐震化等交付金において、鋼管も補助対象に加えられたい。 ○本市においても、1000mmの鋼管を送水管に使用しており、今後、経年化による管路更新において、多大な整備費用が必要と考えられる。制度改正によって、鋼管が補助対象に加われれば、交付金が活用できることにより、経年管の更新が促進できると考える。</p>	<p>水道施設整備は水道料金による整備を基本とし、財政支援は水道料金の高額化防止や政策的に特に必要な事業について、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(平成29年3月31日付厚生労働省発生食0331第27号)に定める条件を満たした場合に支援をしています。 御提案の水道管路緊急改善事業においては、鋼鉄管や石綿セメント管等、耐震性が低い管種であり、法定耐用年数を超過している水道管を緊急的に耐震適合性のある管路へ更新し、大規模地震等の際の断水リスクを減少させることを目的としているところです。 御提案の鋼管は、耐震性能のある管種と評価されており、また、限られた予算の中で水道施設の耐震化を推進するという観点からも、交付対象とすることは困難です。 このことから、鋼管の管路の更新につきましては、水道料金による整備により御対応いただきますよう、御理解をお願いします。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
256	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	安心子ども基金の実 施期間の延長	安心子ども基金の実施期間を延 長し2か年事業を認めることによ り、保育所等の整備を促進す る。	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大 半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の 高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生 している。しかし、平成29年度の安心子ども基金管理運営要領では、保育 所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており単 年度事業しか認められていないため、実施期間を延長し2か年事業を認め るとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもら いたい。また、安心子ども基金であれば時機を得た事業実施が可能のため、 市町村からも実施期間を延長し2か年事業を求める声があがっている。	期間延長を行うことで、保育所等の整備が促され待機児童の解消につな がる。	安心子ども基金管 理運営要領、平成 29年度における保 育所等の積極的な 整備及び安心こど も基金の取扱いに ついて(事務連絡)	厚生労働省	大阪府、京 都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島 県、大阪 市、神戸 市、関西広 域連合	

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
<p>青森市、 仙台市、 栃木市、 海老名市、 福井市、 磐田市、 堺市、 高槻市、 八尾市、 富田林市、 藤井寺市、 島本町、 忠岡町、 伊丹市、 鳥取県、 鳥根県、 長崎市、 延岡市、 沖縄県</p>	<p>○本町において、現在公立幼稚園(2園)と公立保育所(2所)をそれぞれ一体化し、認定こども園を2か所創設する計画を進めているところであるが、実際に平成29年度から平成30年度において先行的に1園を整備する予定であるが、安心こども基金管理運営要領により単年度事業しか認められていないため、他の補助金等を活用せざるを得ないことから、非常にタイトなスケジュールとなっており、住民や議会への対応にも苦慮しているところである。</p> <p>今後、数年のうちに2園目のこども園を整備する予定であることから、安心こども基金の上記条件について柔軟な対応が可能となるような見直しを求めるものである。</p> <p>○本町においても、今後、保育所等の整備事業の必要性は高いため、平成30年度以降においても残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。また、実施期間についても同様に、整備に1年以上かかるものが多く、地元調整等及び入札不調の可能性も考慮すると、2か年事業を認めてもらいたい。</p> <p>○本市においても、安心こども基金を活用し、積極的に待機児童の解消に努めたいと考えているが、創設や増改築など期間を要する事業が多く、単年度事業では非常に厳しいスケジュールになることから、安心こども基金の期間を延長するとともに2か年事業についても認めていただきたい。</p> <p>安心こども基金については、時機を得た事業実施が可能なおことに加え、別添2賃借物件による保育所整備事業の賃借料などの前年に引き続き補助する事業もあることから、基金残高の範囲ではなく、基金を積み増して事業の継続をお願いしたい。</p> <p>また、別添2賃借物件による保育所整備事業について、保育所から認定こども園に移行した施設は対象にならなくなるが、本事業を活用して整備した施設については、基準の上限まで継続して賃借料を補助していただきたい。</p> <p>○繰り越しができない場合、非常に使い勝手が悪く、また申請事務も煩雑となる。</p> <p>○平成29年度が単年度事業のみであったことから、本年度の整備計画においては安心こども基金の活用を断念したところである。保育所等整備交付金等の別事業はあるものの、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能なおため、実施期間の延長を望む。</p> <p>○本市においても、予算の確定時期や事業者等を決定する期間を考慮すると、大半のケースで整備期間に余裕がないため、事業期間がH29年度内しか認められないことで活用事例が限定してしまう。</p> <p>○安心こども基金のメリットは、①2か年事業が認められていること。※保育所等整備交付金については、基本的に、単年度事業しか認められていないため、2か年事業を行う場合は、各年度の事業進捗率に応じて、国に対して各年度ごとに交付金申請を行う必要がある。一方、安心こども基金については、2か年事業としての申請が可能である。</p> <p>②フレキシブルな対応が可能である。安心こども基金は随時申請が可能など、市町村・事業者にとって柔軟かつ迅速な対応ができることから、待機児童対策を機動的かつ効果的に実施することができる。※保育所等整備交付金については、協議の時期が限られているとともに、内示までに数か月の期間を要するため、時機を得た対応が可能とは言い難い。以上、2つの理由から、残高がある場合に、安心こども基金での整備を認めてもらうのではなく、残高がなければ、補正予算、当初予算等で積み増しを行うことを要望する。なお、安心こども基金については、平成29年度での終了が示唆されていることから、本市においても国に対して同様の要望を既に行っているところである。</p> <p>○本市においては、積雪期において園庭等の外構工事などが実施困難であることなどの理由により、複数年事業となる場合があることから、単年度整備を前提とした制度設計・運用は見直す必要があると考える。</p> <p>○【支障事例】 本市における今年度の認定こども園施設整備補助について、国予算の不足等の理由により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用する事業がある。整備完了予定は平成30年3月の単年度事業であるが、今後の工事の進捗状況等によっては単年度で整備が完了しない可能性もあり、その場合、安心こども基金の交付が受けられないこととなる。</p> <p>施設整備を行う園においては、補助金を整備資金の一部として整備を進めており、万が一その補助金の交付が受けられない場合、園への多大な影響が懸念される。</p> <p>【制度改正の必要性】 安心こども基金について、万が一単年度で整備が完了しなくても交付が受けられるよう、実施期間を延長し2か年事業を認めてもらいたい。</p> <p>○保育所等の整備事業については、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗せず、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかしながら、安心こども基金における保育所等の整備関係事業の事業実施期限が単年度事業しか認められていない。安心こども基金における時機を得た事業実施を可能とするため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。</p> <p>○安心こども基金と同様の補助金制度として、保育所等整備交付金があるが、応募期間がかなり限定されてしまうため、活用しづらい制度となっている。安心こども基金の実施期間が延長されることで、保育所等の整備が促されることとなると思われる。</p> <p>○認定こども園の整備において国補助事業を活用する場合は文科省、厚労省の両方へ申請する必要があるが、安心こども基金を活用する場合は県への申請だけで済むことから、事業者の事務負担の軽減の面からも事業実施期間の延長が望まれる。</p> <p>○安心こども基金による施設整備は、通常の補助事業と異なり、事業の繰り越しができないため、諸事情等により事業が年度内に完了しない場合は、支払うことができなくなる恐れがある。施設整備補助金と同様、翌年度に繰り越すことができるようになれば、整備期間の制限なく、時機を得た事業実施ができる。</p> <p>○基金事業の延長がない場合、それに代わる財政支援が必要となる。</p> <p>○安心こども基金が原則単年度事業しか認められておらず、今回募集をかけた整備において活用することができない事例があった。また、国の補助金の内示時期が例年より遅く、予算議案の提出に支障が生じた。</p> <p>○本市では、本年度に幼保連携型認定こども園の増改築を実施する計画である。実施にあたり、施設の機能区分に合わせ、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金の申請手続きを進めているところである。</p> <p>幼稚園部分の補助申請については、安心こども基金を活用することについても検討したが、次年度への繰越しができないことを理由に、認定こども園施設整備交付金を選ぶことしかできなかった。安心こども基金を活用した施設整備における繰越しが認められることにより、整備に係る法人の負担が軽減されることが見込まれる。</p>	<p>安心こども基金の実施期間については、今後、「安心こども基金管理運営要領」を改正し、平成32(2020)年度末まで延長する予定である。</p> <p>2か年に及び整備事業についても実施可能となる。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
260	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心子ども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転を希望する場合には、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。安心子ども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できるよう見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	一定の質が確保された認可外保育施設の補助条件の見直しを行うことで活用が進み、待機児童の解消につながる。	安心子ども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合	
261	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公定価格の賃借料加算が改定されたが、A地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。	事業者負担の軽減につながり、保育所等の設置が促進され、待機児童の解消につながる。	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合	

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
酒田市、 船橋市、 浜松市、 高槻市	<p>○本市は地方単独保育事業として認証保育所事業を実施しているが、建物要件や法人としての経済基盤が弱いなどの理由で認可へ移行できずにいる施設もある。また、認可外保育施設は中小企業や個人経営者も多く、認可や認証保育所に移行するために、整備費用の補助ではなく、まず、財政基盤の強化が必要となる。以上のことから、必ずしも移行を前提としない補助メニューの創設を求める。平成29年4月現在認証保育所 13園 認可外保育施設(認証を除く)20園</p> <p>○本市においては、市単独事業として認証保育所制度を実施しており、待機児童解消の一翼を担っているが、殆どの施設が認可の設備基準を満たせず認可化移行できない状況であるため、認証保育所制度を継続していくためにも、国の補助制度を見直すことで財政面が安定し、職員や児童の処遇改善が図られると考える。</p>	<p>○現状においては、認可外保育施設が、認可保育園のみでは受けきることができない保育ニーズに応じている側面があるが、保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所等を増やしていくことが望ましいと考えている。</p> <p>○このため、認可化移行運営費支援事業等により、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対して支援を行っているところであり、認可化移行を前提としない認可外保育施設を本事業の補助対象とすることについては、対応が困難である。</p> <p>○なお、平成30年度予算案においては、本事業の補助基準額の拡充を行うこととしているところ。また、移行のための改修費や移転費については、別の補助メニューにより補助の対象となっているので、既存の補助事業も活用いただきたい。</p>
酒田市、 福島県、 ひたちなか市、 高槻市、 箕面市、 島本町、 新宮町	<p>○賃借料加算については、日本全国がわずか8つの地域に分類され、同じ地域内であれば、「駅前」であっても「山間部」であっても保育所所在地の実際の地価は考慮されず、補助額はひとくりに同額とされる。また、そもそも、都道府県単位での4分類について、同一グループ内に大都市と地方が混在するなど、グループの分け方にも疑問がある。国では、平成28年度から家賃補助の増額措置及び賃借料加算と実際の家賃との乖離部分についての補助制度が実施されているが、地域の区分は見直されておらず、課題は以前残されたままである。</p> <p>○平成28年度公定価格賃借料加算改定において、本町の位置する都道府県においても改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていないため、事業者の負担が大きい。そのため、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。</p> <p>○保育所等の立地については、主要沿線の駅前等利便性の高い場所が求められているところ、賃借料が高いことで運営の見通しがたらず、新たな設置を妨げているところである。賃借料加算の見直しにより、事業者の負担が軽減されることで、設置が促進できる。</p> <p>○待機児童解消のためには、公定価格の見直しが必要なおろが見直すべきと考えことから、意見に同調する。</p> <p>○ 賃借料加算認定対象施設がないため支障事例は生じないが、実勢価格に応じた改定は必要なものであると考える。</p> <p>○平成27年度に本市において小規模保育事業所を2か所公募した際に、本市の駅前の商業ビルの賃料が高いため、応募が0になった事例があるので、賃借料加算の区分及び単価が改定されれば、小規模保育事業所等の設置が促進されると思われる。</p> <p>○都市部における保育所等施設整備には適切な用地確保が困難な状況となっており、賃借物件による整備が多くなされているものと考えられる。賃借料加算の額改定は事業者負担の軽減を図るとともに、空きテナント等を利用した賃借物件での施設整備を加速させられるものと期待でき、待機児童の解消を図ることができると考える。</p>	<p>○公定価格の賃借料加算については、平成28年度には大幅な改善を行ったところ。さらに、厚生労働省において、賃借料加算の金額と比べ局地的に実際の賃借料が大きく超過している保育園等を対象に、その超過額の一部を補助する、都市部における保育園への賃借料支援事業(平成29年度創設)を行っており、都市部における保育所の運営を支援してきているところであり、こうした取組を引き続き実施してまいりたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
268	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業等実施要綱に係る長時間開所加算の緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	<p>【現状】</p> <p>平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚生省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベットタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。</p> <p>・川西市…施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)～17時(時間延長18時30分まで)</p> <p>・三田市…施設数:30施設、開所時間:下校(概ね13時)～16時(時間延長19時まで)</p> <p>※本県の895施設のうち加算されている施設は60施設(川西市と三田市は0)。</p>	長時間開所加算の要件が緩和されることによって、利用者ニーズに応じた施設運営が可能となり、その結果、子ども達の放課後の居場所の確保や女性の就業促進、一億総活躍社会の実現に資することができる。	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別表放課後児童健全育成事業費等1(1)エ	厚生労働省	兵庫県、川西市、三田市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		<p>回答欄(各府省)</p>
<p>団体名</p>	<p>支障事例</p>	
<p>酒田市、ひたちなか市、長野市、岐阜市、島根県、山口県、高松市、佐賀県、熊本県</p>	<p>○本県においても、次のとおり支障事例がある。小学校の授業終了後から19時まで開所している放課後児童クラブであっても、「6時間を超える開所」の要件を満たせず、長時間開所加算を受けられない。</p> <p>○本市の多くの放課後児童クラブは6時間を超えて開所時間を設定し、加算を受けているものの、約6分の1の放課後児童クラブについて、開所時間が12時30分から18時30分までの6時間という設定になっているため、加算要件に該当しない状況となっている。これらのクラブは児童数の少ない小学校区唯一の放課後児童クラブであり、今後も安定した経営をしていくには、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和し、支援を拡充していくことが不可欠である。</p> <p>○本市の学童保育室は概ね13時から開所し、17時までの通常保育と19時までの延長保育を実施している。(延長保育は土曜日除く)保育へのニーズ増加により利用児童数が増加しており、保育室の増室が必要となっている。増室に当たっては支援員の確保が必要だが、支援員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の待遇を見直したいが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和することを希望する。</p> <p>○本市の放課後児童クラブの多くが、平日5時間以上開設しており、要件が緩和されれば加算に当たることから、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。</p> <p>○学校の終了時間等の関係で14時から開所のところもあり、開所時間を19時までにしても1日6時間超えとはならず、待遇改善にもつながらない。</p> <p>○本県においても、国庫補助要件である「1日6時間を超え」に該当せず、延長加算を受けられないクラブがあるため、単県制度により補助しており、補助要件の緩和を要望する。</p> <p>○本市では、低学年の下校時間に合わせた受け入れ準備と事務処理時間を考慮して、13時30分から開所している。そして、利用者の利用時間について、17時までの利用が約50%、18時までの利用が約40%、19時までの利用が約10%となっている。放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を満たすには、本市の場合、13時より前に開所するか、または、19時30分より後まで開所するかとなる。13時より前に開所しても利用者はおらず、また、利用者の20時までの開所希望は少なく、現実的ではない。1日の開所時間については、下校時から19時までの時間を基本とすることで、「1日5時間を超え」に緩和すること。</p> <p>○本県も平日の長時間開所加算申請が少ない。本県では14時から18時までの4時間開所の形態が多く、6時間が5時間に緩和されても現状はさほど変わらない。開所時間は地域の実情に合わせて設定することとなっている。保護者の勤務、通勤実態を考慮し、開所時間に関わらず一定の基準(例えば18時)以降を終了時刻としている場合には、加算を認めるなどの運用の見直しを求める提案であれば、共同団体として参画する。</p> <p>○本市でも同様に、開設時間が「放課後(13時)～19時」で「1日6時間」のため、「1日6時間を超え」という要件のため、加算を受けることができない。「1日5時間を超え」に緩和を要望する。</p> <p>○①本町における放課後児童クラブについては、年々利用者が増加傾向にあり、且つ、障害児童の受け入れも実施している関係上、従事職員の増に伴い係る経費が年々増加傾向にある。また、児童の増に伴い需用費も比例して増加傾向にあり、事業を実施するための予算計上額も年々増加している状況にある。②放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども子育て交付金より交付されているが、その補助要件の中で「長時間開所加算」があり、平日分の要件として、「1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合」に加算されている。本町では、13時から19時までの間を開設していることから、丁度6時間の開設となっている。本要件での「6時間を超えて開設」とは、6時間プラス1分以上の時間開設していると要件に合致することになることから、本町はこの加算を受けることが出来ず、交付額として大きなマイナスとなっている。③放課後児童クラブは、年々需要が増加している事業であり、今後も経費の増が予想されることから、行政運営に対して少なからず影響が生じている。継続的に安定した事業運営を実施するためにも交付金は貴重な財源となることから、「6時間を超え」という要件を、「6時間以上」という要件の改正・緩和を望むものである。</p>	<p>「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づく放課後児童健全育成事業の補助の基本額は、平日6時間開所する場合に必要と考えられる額により設定しており、長時間開所加算は、この6時間を超えて開所する場合に追加で必要となる経費を補填することを目的としている。よって、長時間開所加算の要件を「1日5時間を超え」とすると1時間分、基本額と二重に補助することになってしまうため要件緩和は困難である。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
269	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件緩和について	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年3月に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合には限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。 洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は33人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を助産すると十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たさそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	放課後児童支援員等の処遇が改善することにより代替職員等の確保が可能となるため、きめ細やかに児童と接することが可能となり、児童の健全な育成に資することが可能となる。	・放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法 ・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	厚生労働省	兵庫県、洲本市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	
301	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和	この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用が補助されるが、看護師は「必要に応じて派遣を行う」とされており、医療的ケア児の体調等で事情が変わることが多いため、看護師を保育所等への「常駐」とする形態が必要であることから、これに対して補助をお願いしたい。 一方、民間保育所等が直接看護師を雇い上げた場合は補助対象外となるため、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所等が自ら看護師を雇い上げた場合も、補助対象としていただきたい。	家庭の事情や体調不良等で、医療的ケア児が保育所に不在の場合は、看護師の配置は不要ではあるが、例えば保護者の都合により、急に保育所等で受入れを要望された場合の体制を整えておく必要があると考える。 また、地方公共団体が雇い上げた場合を対象としている事業ではあるが、民間の施設でも対象となることで、地域の保育の質の向上に寄与すると考える。	補助条件が緩和されれば、医療的ケア児の保育所等への受入が促進され、医療的ケア児に対する保育の提供が促進される。	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、多様な保育促進事業の実施について	厚生労働省	東近江市	

<p style="text-align: center;">＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>		回答欄(各府省)
<p>団体名</p>	<p>支障事例</p>	
<p>旭川市、ひたちなか市、豊田市、広島市、佐賀県、宮崎市</p>	<p>○本市では平日15時から18時30分まで開設しているが、参加児童の増加等に伴い支援員の確保が課題となっている。放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請も検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず断念した。放課後支援員の処遇を改善することにより人員確保が可能となると考える。</p> <p>○平日につき18時30分を超えて開所する又はしていることが要件となっていることなどにより、要件を満たせず申請を断念している市町が多い。現在申請しているは、1市のみ。</p> <p>また、18時以降の勤務時間が採用のネックとなり、それが人材確保を困難にしている要因の1つでもある。</p> <p>○本市においても、支援員の確保に苦慮しており、処遇改善を実施したいところであるが、放課後児童支援員等処遇改善等事業における『平日につき18時30分を超えて開所すること』の要件を満たさないクラブが多数あり、処遇改善に繋がっていない。放課後児童健全育成事業の要件が緩和されることで、この事業を活用した処遇改善により支援員の確保に繋がる。</p> <p>○放課後児童支援員は保育士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が難しく、必要な人員を確保できていないことから、潜在的な資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。本市でも平成29年度当初において公営施設において欠員が22名あり、その欠員を充足させるために年数回採用試験を行っているが、年度途中で退職する職員も多く、いたちここの状態である。そこで、職員の処遇改善を行って、採用試験応募者の増加及び年度中途退職者の削減を図ろうと放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、本市公営施設では開設時間を平日18時30分までとしており、これを前提に非常勤職員を配置し、勤務シフトを組んでいるため、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を満たそうとすると、現状の非常勤職員の配置では困難であり、何らかの増員措置が必要となるため断念した。</p> <p>○本市においても、開所時間が18時までのため、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせていない。支援員不足の課題を抱えている受託者も見受けられるため、支援員確保に繋げるためにも、要件緩和を要望する。</p> <p>○本市において、18:30以降の利用ニーズは高くない状況になっているが、支援員等の人材確保から処遇改善を図るため、見直しを求めるもの。</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善等事業は、保育所との開所時間の乖離の縮小や保護者の帰宅時間などを勘案して、放課後児童クラブの開所時間の延長を推進することも、その目的の一つとしており、要件緩和は困難である。</p> <p>なお、平成29年度に新設した放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は18時30分の要件を課していないため、そちらの活用をご検討いただきたい。</p>
<p>ひたちなか市、新潟市、神戸市、北九州市、新宮町</p>	<p>○医療的ケアの実施には、医療事故等への対応の課題もあり、医療機関ではない地方公共団体が雇用した職員で実施していくには課題が多い。</p> <p>また、地方公共団体で看護師を雇用することは人材確保の点で難しく、また、急な休みへの対応等のために複数人の勤務体制が必要であるが、業務がないのに雇い上げるとは難しく雇用する看護師での対応では安定的な医療的ケアの提供は困難である。</p> <p>医療行為を業としている訪問看護ステーションが活用できるなど、医療事故等への対応(保険加入が可能)にも考慮した体制がとれる補助制度を望む。</p> <p>また、園が終了した後、就学後の対応も必要であり、ライフステージの変化に合わせて、同様のサービスが利用できるような体制整備が必要であり、本補助制度のみでは対応が難しい。(現在、上記対応で障がい福祉施策で対応可能か検討中)</p> <p>○派遣の必要がない時でも、看護師を確保しておくことは、自治体では難しい。医療的ケアのために看護師を雇用することは常時あるため、「医療的ケアを実施する看護師の配置」への補助事業であると、現在保護者や施設が負担している衛生材料等の負担が軽減され、受け入れ体制の向上につながると考える。</p> <p>○本市においても、医療的ケア児の受け入れは喫緊の課題となっている。神戸市では、現在、自主的に看護師を定数外で配置し医療的ケア児を受け入れている民間施設があるが、看護師の配置に対して補助金の交付等を行っていないのが現状である。そのため、国庫補助の対象となれば、民間施設での看護師の配置についての負担が軽減され、または看護師の配置が促進され、もって医療的ケア児の受け入れ可能施設が増加すると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○医療的ケア児の保育需要は、今後高まっていくものと予想される。記載事例にあるとおり、派遣ではなく常駐であるべきと考えるため、民間施設の看護師雇用に関する補助について要件を緩和し補助対象を拡大することで医療的ケア児の一層の保育の提供が可能となり、保護者の心理的負担を解消し、もって一徳総活躍社会の実現に資すると考える。</p> <p>○本市では現在、医療的ケア児を保育所等で受け入れている実態はなく、地方公共団体に看護師1名の配置である。しかしながら、医療技術の進歩等により医療的ケア児が増えている現状を考えると、今後は保育所等においても保育が必要な医療的ケア児を受け入れられる体制を整えるべきである。地方公共団体からの派遣だけでは医療的ケア児の受け入れに十分対応できるとは言いがたく、保育所等へ保護者が来所して医療的ケアを行うなど、保護者へ負担をかける恐れがあることや、突発的事象が起こった場合に適切な対応を行うためにも看護師を保育所等へ「定数外の常勤」としておくことが必要である。また、医療的ケア児の保育所等への受入を促進させるには民間保育所等も補助対象とするなど、地域の保育の質の向上にもつなげていく必要がある。</p>	<p>「医療的ケア児保育支援モデル事業」については、地方公共団体が雇い上げた看護師等を保育所等に派遣し、常駐させることについても補助対象としている。</p> <p>また、民間団体への委託も可能としており、市町村からの委託を受けた民間保育所等が直接看護師を雇い上げることについても補助対象としている。</p>